クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020 年 11 月 26 日

「マイクロローン事業者ファンドシリーズ」

契約期間延長のお知らせ

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、下記【対象ファンド】は、本件匿名組合契約書第 4.1 条第 2 項に基づき有効期間を 2020 年 11 月末日までとしておりましたが、本営業者は同項但し書きにて明示させていただいた契約期間延長を行いますのでご報告申し上げます。

【対象ファンド】

【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 24 号
【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 26 号

【対象ファンドの概要】

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下「IDF 社」という。）に貸付けを行いました（「案件①」）。また、案件①に加えて、「案件②」として Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

【対象ファンドの延長事由】

本営業者グループ会社は IDF 社との約定通りに 2020 年 11 月期の返済資金を受領しましたが、次の 2 点を理由として今回の延長を実施いたします：

1. 本営業者が分配方針を変更したこと、および、
2. 本ファンドシリーズにおいて、下記の通り【対象ファンド】よりも早く 2020 年 5 月期から 10 月期の間に当初満期を迎えたファンドが延長中であること。

上記 1 に関して、2020 年 10 月期において、匿名組合契約に基づく分配の方法をそれ以前のものから変更し、本営業者が正常先とする貸付先に融資を行い、かつ、合同運用を行うファンドシリーズのうち、延長中のファンドを含むものについては、平等性の観点から、すでに延長中かつ延長後の経過期間が長いファンドから順次分配を行うことといたしました。

かかる変更を踏まえ、当月 2020 年 11 月期においては、上記 2 の通り【対象ファンド】を含むマイクロローン事業者ファンドシリーズの中にすでに延長中のファンドがあることから、それらの分配を優先して行います。その中でもまず、最も延長後の経過期間が長い、2020 年 5 月期に当初満期を迎えたファンドから順に分配原資を充当いたします。

また、2020 年 12 月以降に IDF 社から返済資金を受領する場合についても同様に、延長後の経過期間の長いファンドから分配を順次行いますので、【対象ファンド】の分配を開始できるのは、2020 年 5 月期から 10 月期の間に当初満期を迎え、延長を実施したファンドの分配を完了した後となります。IDF 社からの返済が約定通りに行われる場合、2021 年 2 月末日において、対象ファンドにご投資いただいた皆様への分配を完了できる予定です。

かかる状況に鑑み、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2021 年 2 月末日までを延長後の契約期間といたします。ただし、2021 年 2 月末日を待たずに【対象ファンド】の分配原資が本営業者グループ会社から本営業者に返済され、すべての資金が投資家の皆様に分配された際は、その日から 1 ヶ月を経過した日において、契約の終了とさせていただきます。なお、円貨建てファンド以外のファンドにおいては、今後 IDF 社からの返済が約定通りに行われる場合でも、満期時において、運用開始時点からの為替の変動によって為替差損が発生する可能性がございます。

【補足：2020 年 4 月期～9 月期満期ファンドにおける契約期間延長の事由】

本営業者は IDF 社より、IDF 社グループが貸付事業を行うロシア、カザフスタンにおいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資の返済について一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期する政府令（モラトリアム施策）が出されました。それを受け、IDF 社グループがバランスシートの手元流動性を確保するため、2020 年 4 月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を、2020 年 4 月 22 日に受領しました。

各国のモラトリアム施策が IDF 社グループ傘下企業に与える影響について、IDF 社からの情報では、ロシアにおいては比較的軽微に留まるとのことです。一方、カザフスタンでは 2020 年 6 月 15 日にモラトリアム施策が終了したもののその適用申請者がロシアと比べて広範に及ぶこと、また、2020 年 7 月下旬から 8 月 17 日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（経済封鎖）が行われたことが、IDF 社による貸付資金の回収に影響を与えているとのことです。IDF 社は手元資金をより厚めに備えるため、マイクロローン事業者ファンドシリーズの 2020 年 9 月期までの分配の原資となる本営業者グループ会社への返済について、本営業者に対し 2020 年 4 月期と同様に元本返済期間延長の申し出を行いました。

かかる申し出を受け、本営業者は上記２か国の政府令の影響や貸付の回収状況を確認のうえ、2020 年 4 月期から 9 月期分配のマイクロローン事業者ファンドシリーズについて、最長 6 か月間の延長を行いました。

その後、2020 年 10 月期においては当初の期日通りに、本営業者グループ会社に返済資金が着金し、本営業者グループ会社はかかる資金をもとに本営業者に対して返済を行いました。さらに本営業者はかかる返済資金を原資として、2020 年 4 月期に当初満期を迎えて延長したファンドの全額償還と、2020 年 5 月期に当初満期を迎えて延長したファンドの部分償還とを行いました。

【補足：2020 年 10 月期満期ファンドにおける契約期間延長の事由】

【対象ファンドにおける契約延長の事由】と同様でございます。

引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）
【代表社員】 クラウドクレジット株式会社
【設立年月】 2016 年 3 月
【資 本 金】 1,000,000 円
【住　　所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号